亘理町監査委員告示第1号

地方自治法第199条第9項の規定により定期監査の結果を次のとおり公表する。

令和3年3月16日

亘理町監査委員 渋 谷 憲 之

亘理町監査委員 安 藤 美重子

記

1 監査の基準

本監査は亘理町監査基準 (令和2年亘理町監査委員告示第2号) に基づいて 実施した。

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査

3 監査の対象

(1) 対象課等

総務課、企画課、財政課、税務課、町民生活課、福祉課、長寿介護課、子ども未来課、健康推進課、農林水産課、商工観光課、都市建設課、施設管理課、上下水道課、会計課、教育総務課、生涯学習課、農業委員会事務局、議会事務局、 吉田西児童館 吉田保育所 吉田児童クラブ 学校給食センター

吉田西児童館、吉田保育所、吉田児童クラブ、学校給食センター、 亘理小学校、吉田小学校、亘理中学校、図書館、郷土資料館

(2) 対象事務

令和2年度に執行された事務事業を対象とした(一部過年度分を含む。)。

4 監査の実施期間及び場所

(1) 実施期間

令和2年11月5日(木)から令和3年2月8日(月)までの15日間

(2) 実施場所

監查委員室、監查対象施設執務室等

5 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る 事業の管理が合理的かつ効率的に行われているか、かつ財産管理に関する事 務が適切に行われているかを主眼として実施した。

6 監査の実施内容

事前に資料の提出を求め審査を行い、関係職員に出席を求め概況聴取や質 疑等を実施した。なお、必要に応じて現地調査を実施した。

7 監査の結果

監査の結果、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。 なお、事務処理上留意すべき軽微な事項は、口頭により指導した。